

## 大分県へき地の医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は令和3年3月2日付け厚生労働省医政局長等通知「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」(以下、「施行通知」という。)第1―5―(二)に規定する事前研修(以下、「事前研修」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事前研修は、大分県へき地医療支援機構(大分県福祉保健部医療政策課)が中心となって研修内容を構築し、派遣先医療機関及び派遣元事業主が主体となって研修を実施する。

### (研修内容)

第3条 事前研修の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係医療機関との連携体制のあり方について
- 二 へき地において特に必用とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等について
- 三 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境(気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等)について
- 四 前各号に掲げるもののほか、派遣先病院が必用とする事項について

### (医療法上のへき地における事前研修の実施方法)

第4条 医療法上のへき地への派遣については、派遣元事業主は派遣先病院等と調整の上、大分県へき地医療支援機構に対して、実施計画書(別紙様式1)及び事前研修資料を提出する。

- 2 大分県へき地医療支援機構は、前項の実施計画書及び事前研修資料を受理し、記載内容に不備がないか確認を行う。
- 3 派遣元事業主及び派遣先病院等は、派遣される看護師等に事前研修を実施する。
- 4 事前研修実施後、派遣元事業主は派遣先病院等と調整の上、大分県へき地医療支援機構に対して、実施修了報告書(別紙様式2)を提出する。
- 5 大分県へき地医療支援機構は、前項の実施修了報告書を受理し、記載内容に不備がないか確認を行い、不備がないと認められる場合は、派遣元事業主に対して、修了証明書を交付する。

### (派遣法上のへき地(医療法上のへき地を除く。)における事前研修の実施方法)

第5条 派遣法上のへき地(医療法上のへき地を除く。)への派遣については、必用に応じて前条第2条から第4条により行うことができる。

附 則

この要領は、令和6年1月14日から施行する。